

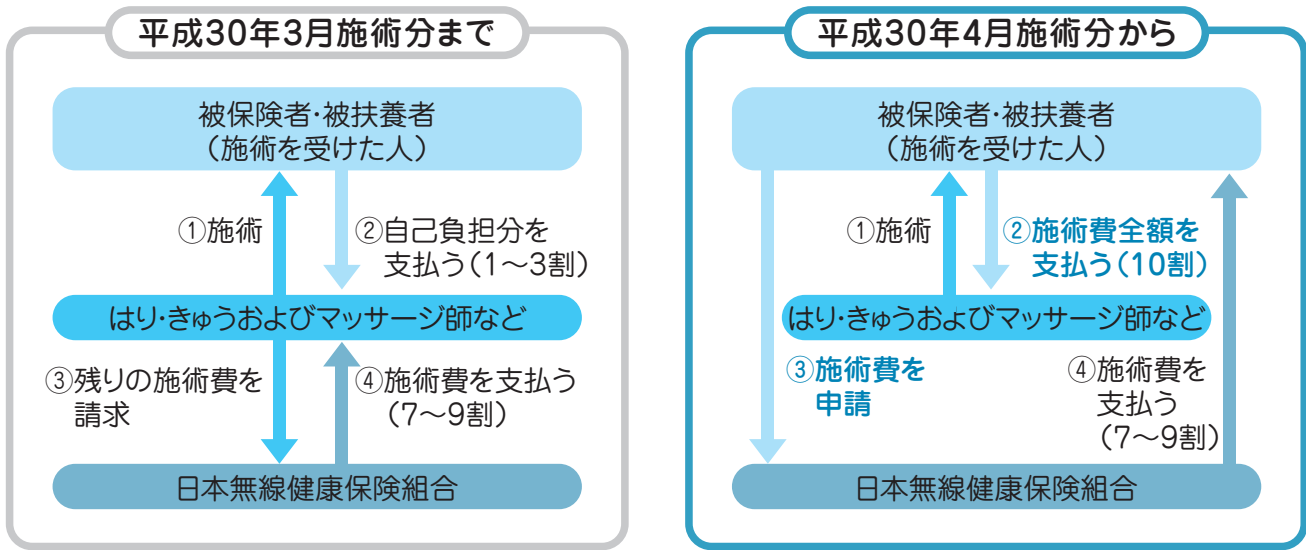
平成30年4月分より

はり・きゅうおよびあん摩・マッサージ療養費は 償還払いに変わります

はり・きゅう・あん摩・マッサージ（以下はり・きゅう等）の療養費（施術費）は、これまで健康保険が使用できる場合に限り、被保険者など利用者が窓口で自己負担分（年齢により1～3割）を支払い、残りの費用ははり・きゅう等の施術者からの請求に基づき、当健康保険組合が支払っていました。これを療養費支給の適正化を図るため、償還払い（まず利用者が費用の全額を支払い、その後申請により償還＝払い戻しをする）に変更することになりました。



<はり・きゅう等療養費支払方法の変更>



<平成30年4月分からの療養費（施術費）申請方法>

- 1 施術を受ける前に日本無線健康保険組合HPより「療養費支給申請書（はり・きゅう用 または あん摩・マッサージ用）」を出力して施術時に持参してください。
- 2 施術時に1にはり・きゅうおよびマッサージ師などに施術証明を記載してもらいます。
- 3 施術後、施術費全額を支払います。
- 4 後日、①②と、②領収書（原本）、③医師の同意書（3ヵ月ごと）を添付して、事業所経由で日本無線健康保険組合へ申請してください（1ヵ月分まとめて申請）。
- 5 日本無線健康保険組合に申請書到着後審査を行い、支給決定した金額を後日療養費として事業主経由で支払います（毎月15日到着分を翌月払い）。

*柔道整復師による療養費（施術費）の支払いについては、変更はありません。

○健康保険が使える場合について

●はり・きゅう

神経痛・リウマチや頸腕症候群・五十肩・腰痛症・頸椎捻挫後遺症などで慢性的な疼痛を主症状とし、医療機関で治療効果が得られない場合で、医師の同意書があるもの。

*対象疾患でも医療機関で治療を受けている場合は適応外

●あん摩・マッサージ

筋麻痺・関節拘縮などの症状があり、医療上マッサージを必要とし、医師の同意書があるもの。

*単なる肩こりや筋肉疲労のために受ける施術は対象外（全額自己負担）